別表 4　　（本社・福岡支店）

共同建て F35（通常型）等の業務手数料

F35（通常型）
F35S 金利Bプラン・金利Aプラン（省エネルギー性） ・ F35S ZEH
F35S 金利Aプラン（耐久性・可変性） ・ F35 維持保全型

（単位：円 消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	88,000	88,000
			11～50	110,000	165000
			51～100	143,000	297000
			101～200	176,000	352,000
			201～300	209,000	407,000
○	×	×	～10	66,000	55,000
			11～50	88,000	88,000
			51～100	110,000	154,000
			101～200	143,000	198,000
			201～300	165,000	242,000
×	○	×	～10	11,000	88,000
			11～50	33,000	165,000
			51～100	44,000	297,000
			101～200	55,000	352,000
			201～300		407,000
○	○	×	～10	8,800	55,000
			11～50	22,000	88,000
			51～100	39,600	154,000
			101～200	44,000	198,000
			201～300		242,000
○ 基準法の検査が同日	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	11,000	33,000
			11～50	33,000	55,000
			51～100	44,000	77,000
			101～200	55,000	121,000
			201～300		165,000
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	8,800	22,000
			11～50	22,000	33,000
			51～100	39,600	66,000
			101～200	44,000	88,000
			201～300		99,000
× 基準法の検査が別日、又は検査無し	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	11,000	38,500
			11～50	33,000	66,000
			51～100	44,000	88,000
			101～200	55,000	132,000
			201～300		176,000
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	8,800	27,500
			11～50	22,000	44,000
			51～100	39,600	77,000
			101～200	44,000	99,000
			201～300		115,500

以下、設計検査を省略する場合					
確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		88,000
			11～50		165,000
			51～100		297,000
			101～200		352,000
			201～300		407,000
○	○	×	～10		55,000
			11～50		88,000
			51～100		154,000
			101～200		198,000
			201～300		242,000
×	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		44,000
			51～100		77,000
			101～200		99,000
			201～300		115,500
×	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		88,000
			101～200		132,000
			201～300		176,000
○	△	○ ※2-1	～10		22,000
			11～50		33,000
			51～100		66,000
			101～200		88,000
			201～300		99,000
○	△	○ ※2-2	～10		33,000
			11～50		55,000
			51～100		77,000
			101～200		121,000
			201～300		165,000

○: 当社に申請する場合　×:当社に申請しない場合　△:申請の有無不問

※1　当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書　又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2　当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊　次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、550円×α、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、1,650円×αを、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び1,650円×αを加算する。

   $\alpha = \sqrt{N}$　:$\sqrt{N}$は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 5　　（本社・福岡支店）

共同建て F35(通常型)等の登録マンションの業務手数料

F35(通常型)
F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(省エネルギー性) ・ F35S ZEH
F35S 金利Aプラン(耐久性・可変性) ・ F35 維持保全型

（単位:円 消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	88,000	88,000
			11～50	110,000	132,000
			51～100	137,500	154,000
			101～200	165,000	176,000
			201～300	198,000	209,000
○	×	×	～10	66,000	55,000
			11～50	88,000	77,000
			51～100	104,500	99,000
			101～200	132,000	121,000
			201～300	154,000	176,000
×	○	×	～10	6,600	88,000
			11～50	11,000	132,000
			51～100	12,100	154,000
			101～200	33,000	176,000
			201～300		209,000
○	○	×	～10	5,500	55,000
			11～50	8,800	77,000
			51～100	9,900	99,000
			101～200	22,000	121,000
			201～300		176,000
○ 基準法の検査が同日	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	6,600	33,000
			11～50	11,000	44,000
			51～100	12,100	66,000
			101～200	33,000	77,000
			201～300		93,500
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	5,500	22,000
			11～50	8,800	27,500
			51～100	9,900	38,500
			101～200	22,000	44,000
			201～300		55,000
× 基準法の検査が別日、又は検査無し	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	6,600	38,500
			11～50	11,000	55,000
			51～100	12,100	77,000
			101～200	33,000	88,000
			201～300		104,500
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	5,500	27,500
			11～50	8,800	33,000
			51～100	9,900	44,000
			101～200	22,000	55,000
			201～300		66,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		88,000
			11～50		132,000
			51～100		154,000
			101～200		176,000
			201～300		209,000
○	○	×	～10		55,000
			11～50		77,000
			51～100		99,000
			101～200		121,000
			201～300		176,000
×	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		33,000
			51～100		44,000
			101～200		55,000
			201～300		66,000
×	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		55,000
			51～100		77,000
			101～200		88,000
			201～300		104,500
○	△	○ ※2-1	～10		22,000
			11～50		27,500
			51～100		38,500
			101～200		44,000
			201～300		55,000
○	△	○ ※2-2	～10		33,000
			11～50		44,000
			51～100		66,000
			101～200		77,000
			201～300		93,500

○:　当社に申請する場合　　×:当社に申請しない場合　　△:申請の有無不問

※1　当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書　又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2　当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊　次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1.　断熱等級の審査は、550円×α、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、1,650円×αを、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び1,650円×αを加算する。

$\alpha = \sqrt{N}$　:$\sqrt{N}$は小数第1位を切り上げ整数とする。　N:申請戸数

2.　再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3.　設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 6　　（本社・福岡支店）

共同建て F35S等の業務手数料

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン（耐震性）
F35S 金利Bプラン・金利Aプラン（バリアフリー性）
F35S 金利Bプラン（耐久性・可変性）

（単位：円 消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2 設計	住宅性能評価申請併用※1,※2 建設	申請戸数	設計検査	竣工検査
×	×	×	～10	88,000	88,000
			11～50	110,000	187000
			51～100	143,000	374000
			101～200	176,000	660,000
			201～300	209,000	770,000
○	×	×	～10	66,000	66,000
			11～50	88,000	88,000
			51～100	110,000	208,000
			101～200	143,000	385,000
			201～300	165,000	495,000
×	○	×	～10	16,500	88,000
			11～50	44,000	187000
			51～100	55,000	374000
			101～200	66,000	660,000
			201～300		770,000
○	○	×	～10	11,000	66,000
			11～50	33,000	88,000
			51～100	44,000	208,000
			101～200	55,000	385,000
			201～300		495,000
○ 基準法の検査が同日	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	16,500	33,000
			11～50	44,000	55,000
			51～100	55,000	77,000
			101～200	66,000	121,000
			201～300		165,000
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	16,500	22,000
			11～50	44,000	33,000
			51～100	55,000	66,000
			101～200	66,000	88,000
			201～300		99,000
× 基準法の検査が別日、又は検査無し	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	16,500	38,500
			11～50	44,000	66,000
			51～100	55,000	88,000
			101～200	66,000	132,000
			201～300		176,000
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	16,500	27,500
			11～50	44,000	44,000
			51～100	55,000	77,000
			101～200	66,000	99,000
			201～300		115,500

以下、設計検査を省略する場合					
確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		88,000
			11～50		187,000
			51～100		374,000
			101～200		660,000
			201～300		770,000
○	○	×	～10		66,000
			11～50		88,000
			51～100		208,000
			101～200		385,000
			201～300		495,000
×	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		44,000
			51～100		77,000
			101～200		99,000
			201～300		115,500
×	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		66,000
			51～100		88,000
			101～200		132,000
			201～300		176,000
○	△	○ ※2-1	～10		22,000
			11～50		33,000
			51～100		66,000
			101～200		88,000
			201～300		99,000
○	△	○ ※2-2	～10		33,000
			11～50		55,000
			51～100		77,000
			101～200		121,000
			201～300		165,000

○: 当社に申請する場合　×:当社に申請しない場合　△:申請の有無不問

※1　当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書　又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2　当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊　次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、550円×α、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、1,650円×αを、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び1,650円×αを加算する。

   $\alpha = \sqrt{N}$　:$\sqrt{N}$は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

別表 7　　（本社・福岡支店）

共同建て F35S等の登録マンションの業務手数料

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン（耐震性）
F35S 金利Bプラン・金利Aプラン（バリアフリー性）
F35S 金利Bプラン（耐久性・可変性）

（単位：円 消費税込）

確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	×	×	～10	88,000	99,000
			11～50	110,000	132,000
			51～100	137,500	154,000
			101～200	165,000	176,000
			201～300	198,000	209,000
○	×	×	～10	66,000	66,000
			11～50	88,000	88,000
			51～100	104,500	99,000
			101～200	132,000	143,000
			201～300	154,000	176,000
×	○	×	～10	22,000	99,000
			11～50	33,000	132,000
			51～100	44,000	154,000
			101～200	55,000	176,000
			201～300		209,000
○	○	×	～10	11,000	66,000
			11～50	22,000	88,000
			51～100	33,000	99,000
			101～200	44,000	143,000
			201～300		176,000
○ 基準法の検査が同日	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	22,000	33,000
			11～50	33,000	44,000
			51～100	44,000	66,000
			101～200	55,000	77,000
			201～300		93,500
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	11,000	22,000
			11～50	22,000	27,500
			51～100	33,000	38,500
			101～200	44,000	44,000
			201～300		55,000
× 基準法の検査が別日、又は検査無し	○	○ 建設評価の検査が別日	～10	22,000	38,500
			11～50	33,000	55,000
			51～100	44,000	77,000
			101～200	55,000	88,000
			201～300		104,500
	○	○ 建設評価の検査が同日	～10	11,000	27,500
			11～50	22,000	33,000
			51～100	33,000	44,000
			101～200	44,000	55,000
			201～300		66,000

以下、設計検査を省略する場合					
確認申請併用	住宅性能評価申請併用※1,※2		申請戸数	設計検査	竣工検査
	設計	建設			
×	○	×	～10		99,000
			11～50		132,000
			51～100		154,000
			101～200		176,000
			201～300		209,000
○	○	×	～10		66,000
			11～50		88,000
			51～100		99,000
			101～200		143,000
			201～300		176,000
×	△	○ ※2-1	～10		27,500
			11～50		33,000
			51～100		44,000
			101～200		55,000
			201～300		66,000
×	△	○ ※2-2	～10		38,500
			11～50		55,000
			51～100		77,000
			101～200		88,000
			201～300		104,000
○	△	○ ※2-1	～10		22,000
			11～50		27,500
			51～100		38,500
			101～200		440,000
			201～300		55,000
○	△	○ ※2-2	～10		33,000
			11～50		44,000
			51～100		66,000
			101～200		77,000
			201～300		93,500

○: 当社に申請する場合　×:当社に申請しない場合　△:申請の有無不問

※1　当社が交付したフラット35の基準に適合した設計住宅性能評価書　又は当社が技術審査をおこなった長期優良住宅の認定書がある場合

※2　当社が交付したフラット35の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

※2-1　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が同日の場合

※2-2　建設住宅性能評価に係る検査とフラットの検査が別日の場合

＊　次の審査を要する場合は、各々金額を加算する。

1. 断熱等級の審査は、550円×α、一次エネルギー等級、建築物エネルギー消費性能基準の審査は、1,650円×αを、ZEH基準の審査を行う場合は、165,000円及び1,650円×αを加算する。

   $\alpha = \sqrt{N}$　:$\sqrt{N}$は小数第1位を切り上げ整数とする。 N:申請戸数

2. 再申請が不要な軽微な変更で審査に時間を要するものは、竣工検査手数料に当初設計検査手数料の1/2を限度に業務量を勘案して手数料を追加して請求する。

3. 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

＊　竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社　ジェイ・イー・サポート　評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

＊　竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。